

11. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

【学校教育法施行規則 172 条の 2 第 2 項関係】

教 育 目 標

- (1) 幅広い教養、専門知識及び技術を身につけ、優れた実践力を育成する。
- (2) 人の尊厳を大切にする豊かな人間性と食物栄養の専門職としての責任感・倫理観を育成する。
- (3) 社会の変化に適応でき、地域社会に貢献し、その発展に寄与できる人材を育成する。
- (4) 主体的に考え行動し、幸福な人生を自ら切り開いていく自立した態度と意欲を養う。

教 育 方 針

本学は、自らの建学精神と教育理念に基づき、育成すべき人材像を明確にするために「卒業の認定に関する方針」を定め、それを実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うために「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めた。そして、本学の教育を受けるにふさわしい学生を受け入れるための入学者選抜を実施するために「入学者の受入れに関する方針」を定めた。

<食物栄養学科>

1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学食物栄養学科に 2 年以上在籍し、所定の単位を修得した学生は、以下の到達目標に達した者であると認定し、卒業と同時に「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と社会人としてのマナーを兼ね備えている。
- (2) 食の専門家としての責任感と倫理観を持って、社会に貢献できる専門知識と技能を身につけている。
- (3) 多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を身につけている。

2 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

本学食物栄養学科が掲げる教育目標を達成するため、以下の教育課程を編成する。更に栄養士、フードスペシャ

リスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスターの資格が取得できるように教育課程を編成する。

- (1) 豊かな人間性、および幅広い教養を身につけるために、多様な分野から教養科目を設置する。
- (2) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力をつけるために、以下の専門分野について学べる教育課程を編成する。
 - ①社会生活と健康
 - ②人体の構造と機能
 - ③食品と衛生
 - ④栄養と健康
 - ⑤栄養の指導
 - ⑥給食の運営
- (3) 講義、実験、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を学修する。
- (4) 適性に合わせて学修計画を立ててキャリアを選択できるよう、4 つの資格（栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスター）取得に必要な科目を配置する。
- (5) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学ぶ地域に密着したカリキュラムを設置

する。

3 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 高等学校卒業程度の基礎学力を有し、自分の考えを言葉・文章として表現できる人。
- (2) 食べること、食事を作ること、食に関することに関心がある人。
- (3) 他者と良好な関係を築くことができ、基本的な生活力を持っている人。
- (4) 意欲的にコミュニケーションをとり、協働できる人。
- (5) 食生活と健康に関する専門性を、職場、家庭、地域社会の中で役立てたいと思っている人。
- (6) 栄養士資格取得を目標に勉学する意志がある人。

4 学習成果

(1) 教養力

基本的教養を身につけ総合的な判断力を培い、思いやりのある豊かな人間性を修得する。

(2) 社会生活と健康

社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。

(3) 人体の構造と機能

人体の仕組みについて構造や機能を理解し、食事、運動、休養などの基本的な生活活動や環境変化に対する人体の適応について修得する。

(4) 食品と衛生

食品の各種成分の栄養特性について理解するとともに、食品の安全性の重要性を認識し、衛生管理の方法について修得する。

(5) 栄養と健康

栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝及び生理的意義を理解するとともに、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴及び各種疾患における基本的な食事療法について修得する。

(6) 栄養の指導

個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解する。また基本的な栄養指導の方法について修得する。

(7) 給食の運営

給食業務を行うために必要な、食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する実践的な力を修得する。

<幼児教育学科>

1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学幼児教育学科に2年以上在籍し、所定の単位を修得した学生は、以下の到達目標に達した者であると認定し、卒業と同時に「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 情報リテラシーや言葉による表現力と幅広い教養及び自らを育て自立を図るために必要な能力を修

得している。

- (2) 教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識及び教育現場で必要となる専門的な知識と技術を修得している。
- (3) 各領域や保育等の指導内容や指導方法及びその基盤となる専門領域に関する知識や方法と技能を修得している。
- (4) 理論に基づいた総合的な実践方法と応用能力及び実践活動に主体的かつ創造的に取り組む態度を修得している。

2 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

本学幼児教育学科が掲げる教育目標を達成するため、以下の教育課程を編成する。

更に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるように教育課程を編成する。

- (1) 情報処理や情報活用のための機器操作力及び日本語による表現力や伝達力と外国語による基礎的なコミュニケーション能力を高める
- (2) 人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識並びに職業人として必要な職業意識や職業観と職業選択力や生涯学習力を身につける
- (3) 教育の理念と歴史や思想及び教職の意識と教員の役割や職務内容並びに現代公教育の法的・制度的な仕組みの知識を身に付ける
- (4) 幼児の心身の発達と学習の過程及び幼児理解に基づく発達援助や支援並びに教育目標を達成するための指導計画や方法を身につける
- (5) 健康、人間関係、環境、言葉、表現の各領域と保育の内容や方法に関する知識や技術を指導場面で実践するための能力を身につける
- (6) 保育を実践するうえで必要となる保育の本質や目的と保育の対象の理解及び保育の内容や方法に関する専門知識と能力を身に付ける
- (7) 学んだ知識や技術を基礎として実践活動に応用する能力を身に付けるとともに学校教育や保育の実践を体験的かつ総合的に理解する

3 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している人。【意欲・関心】
- (2) 幼児教育を学ぶために高等学校までの主要科目について、基礎的な知識と学力を有している人。【知識・技能】
- (3) 多様な価値観を正しく認識することで、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられるコミュニケーション能力を備えた人。【表現・判断】

4 学習成果

(1) 教養力

基本的教養を身につけ誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備える。

(2) 保育の基礎

保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く取得する。

(3) 保育実践力

反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につける。

(4) 子どもの成長と発達

子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるよう思考力と実践力を身につけている。

(5) 感性を高める想像力と発想力

子どもの感性を高める豊かな創造力と発想力を備える。

(6) 児童家庭福祉

社会福祉全般に関する知識を持ち子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につける。

(7) 保護者支援

保護者支援に関わる原理・原則の理解および地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につける。

(8) 自己形成

自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

各種資格について

<食物栄養学科>

栄養士、フードスペシャリスト、健康管理一般指導員、きのこマイスターの資格が取得可能である。

<幼児教育学科>

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得可能である。